

ちよだ 区議会 からののお知らせ

ホームページアドレス
<http://kugikai.city.chiyoda.tokyo.jp>
メールアドレス
kugikai@city.chiyoda.lg.jp



<QRコード>

*このお知らせは、区議会webサイト(ホームページ)でもご覧になれます。区議会webサイトでは、「区議会の日程」や「キッズページ」などを掲載しています。また、区議会の最新情報をお届けする「メールマガジン」も発行していますので、どうぞご利用ください。

平成19年12月29日

編集・発行：千代田区議会

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

☎3264-2111 内線3311～6

ファクシミリ 3288-5920

千代田区議会行政視察について

行政視察中の不適切な行動に関する議長報告 11月29日

11月29日に開会された第4回千代田区議会定例会で、議長(高山はじめ議員)は、企画総務委員会の管外行政視察中の不適切な行動について報告をしました。以下はその全文です。

平成19年第4回区議会定例会の冒頭にあたりまして、平成19年10月22日から25日に実施した、企画総務委員会の沖縄県宮古島市・糸満市の管外行政視察中の不適切な行動につきまして、議長としての総括を報告させていただきます。

行政視察中の不適切な行動は、10月23日午後の宮古島市の視察中、私費ではありませんでしたが、石渡伸幸議員、鳥海隆弘議員、嶋崎秀彦議員の3名がゴルフを行い、また、野沢けいすけ議員が、同日3時半頃から異性とドライブしていた件です。

この不適切な行動については、4名の議員が深い反省とお詫びに立って、議長に申し出たことにより明らかになりました。視察旅費については、返還の意思をもって4名の議員がそれぞれ供託したところですが、しかしながら、行政視察中のことであり、極めて遺憾な行動でありました。

区民の皆様をはじめ多くの方々に対して、区議会のみならず、区政全体の信頼を失う結果となり、大変申し訳なく思っております。

また、今回の企画総務委員会の行政視察は、第3回区議会定例会が視察直前まで延長されるなど、流動的な日程の中にあり、準備不足であったことは否めませんが、むしろ慣例化している行政視察全体の問題として受け止めるべきものと判断いたしました。

千代田区議会は、この認識に立ち、不適切な行動があった事実を重く受け止めて、こうした行動が2度と起きないように再発防止を図るとともに、行政視察のあ

り方が厳しく問われている現状から、今後の行政視察のあり方、改善策等について検討を行うため、弁護士、地方議会の専門家、区民、議員経験者の外部委員、4名からなる「行政視察に関する懇談会」を設置しました。

すでに懇談会においては、厳しい意見等が出されており、現在、精力的に検討されております。12月中旬頃を目途に意見等をいただく予定になっており、提言等を踏まえて、区議会として行政視察のあり方をまとめていきます。

千代田区議会としましては、改めて区民の皆様をはじめ、多くの方々に対して、今回の行政視察の不適切な行動を深くお詫びいたしますとともに、今後、区民の皆様への信頼にしっかりと応えていくよう、区民の視点に立ち、議会全体として自主性・自律性を発揮して信頼回復のため最大限の努力を続けてまいります。

また、今後の行政視察のあり方、改善策等についての検討を行い、その検討結果を公表していきます。今後とも区政発展のため、たゆまぬ努力を続けていくことをお誓い申し上げます。議長総括の報告を終わります。

「行政視察に関する懇談会」



左から川島委員(議員経験者)、岡本委員(地方議会の専門家)、清水会長(弁護士)、影山委員(区民)

第三者による懇談会を設置

千代田区議会は今回の問題を受け、今後の行政視察のあり方を検討するため、4名の外部委員からなる検討会を設置しました。4回にわたり長時間の検討をいただき、12月20日、委員の考えをまとめた意見書が、千代田区議会に提出されました。

以下はその概要です。(全文は千代田区議会ホームページに掲載されています)

行政視察に関する懇談会・意見書概要

1 議会のこれまでの不十分な対応

企画総務委員会は、1委員が都合により不参加となり、議員8人、千代田区職員4人によって上記日程で今回の行政視察を実施した。

他方、TBSテレビは、今回の行政視察について追跡取材を行い、今回の行政視察の過程で起こった、3議員によるゴルフと1議員による地元女性とのドライブに特に注目し、大きく報道した。

この放送をみた多くの住民や一般市民から千代田区議会に対して非難ないし強い批判の声が寄せられた。

これに対する千代田区議会の問題認識ないし対応は極めて不十分である。

しかも、問題意識を持つようになってからも、テレビで放送された4議員の行動を問題視するに止まっている。

問題は4議員の私的行動に限ったことではないことは明白であり、4議員が謝罪しさえすれば済むことではない。

2 議会の対応について

(1) 住民への経過説明

今回の行政視察について住民の怒りが強いとのことであるが、住民はどの程度、今回の事実経過を知っているのか。テレビで報道された程度の内容しか知

らないのではないかと。議会は、住民の情報公開請求を待つまでもなく、速やかに公表すべきである。

(2) 全議員の住民に対する説明責任

住民に対する説明責任は選挙で選ばれた全議員にあるという観点から、今回の行政視察への参加不参加を問わず、全議員が今回の行政視察についてどのような事実認識と問題意識を持っているかを、『議会だより』の特集号を組むなどして住民に説明するというのも、一つの方法として考えられる。

(3) 議会内での議論

今回の行政視察について議会内において議員相互間での意見交換をすべきである。住民が傍聴でき、公式記録として議事録が残る場で、議論がなされるべきである。

(4) 問題点の抽出

議会は、議員間の活発な議論を通じて今回の行政視察の問題点を抽出すべきである。

(5) 議会としての対応

議会として今回の行政視察問題に関する具体的な対応を決めるべきである。

① 関係者の住民に対する説明等

② これからの行政視察のあり方など

3 懇談会の議論を通じて問題と考えた点

参考までに、懇談会の議論を通じて問題と考えた点を、以下に指摘する。

(1) 費用対効果

議員の行政視察においてもこの原則は及ぶ。とくに、財政の逼迫ないし破綻が多くなる自治体を悩ませている昨今、仮に

千代田区自体がそのような財政状況になかったとしても、慎重な検討が求められる。

(2) 企画手続の杜撰さ

企画総務委員会において企画を慎重に検討するという姿勢も、それを更に議長の立場から慎重に検討するという姿勢も欠けている。

(3) 議長の参加形態

今回の行政視察では、現議長が一委員として参加している。

議長が委員会の一委員となることは、適当でない。

議長は特定の委員会に属さないことを検討すべきである。

(4) 参加人数

全員一律参加形態は廃止すべきである。必要な調査について必要最小限の議員を派遣することとすべきである。

(5) 議員の参加義務

行政視察が委員会活動であるならば、本来、議員には参加義務があるはずである。

やむを得ない事情がない限り、不参加が加は認めるときではないし、不参加がやむを得ない場合には、当該議員の役割分担を代わって担当議員を決めることで、行政視察の充実を維持すべきである。

(6) 住民への成果の還元

行政視察は公費によって千代田区議会議員の名において公的に実施されるものであるから、その成果は一議員だけでなく、委員会全体、さらに議会、住民にも還元するようにすべきである。

(7) 協力自治体への報告

行政視察の報告書は、住民に対してだけでなく、むしろそれ以上に、行政視察に協力してもらった自治体や関係者に協力のお礼の意味を込めて提供すべきである。

(8) 随員職員の問題

議員8人に対して職員4人（執行部側2人、議会事務局2人）が参加しているが、職員の参加比率が高過ぎる。

議員だけの構成による行政視察が行われるべきであり、随員職員を必要とする場合であっても、必要最小限の人数と必要な最小限の稼働にかぎるべきである。

(9) 夜間の私的行動について

職務外の時間帯とは言え、地元から離れての行政視察中の場合、その地域では24時間、参加者は『千代田区議会議員』である。その点の自覚が必要である。

(10) 視察予定の事前公表

今後の行政視察は予定が決まった段階で、企画内容等を公表すべきである。

4 懇談会からの提案

(1) 法律の裏付けのある議会活動へ

議会の役割は首長部局の行政や予算、予算執行等をチェックすることが主であるが、そのチェックの機軸となるのが法令、条例等である。今回の行政視察問題の検討を通じて議会活動等のあり方について見直すべきことがあると考える。

(2) 行政視察の全面見直し

行政視察には法律上の根拠がない。単なる慣例として行われて来た。それが今回のルーズな企画提案、議長の安易な承

認となった。

地方自治法上の「調査」（第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項）によるべきである。3で指摘した事項はここにも全面的に当てはまるものである。

(3) 本会議での報告

委員会の「調査活動」（行政視察を続けるのであれば、それも）は、議長に報告するだけでなく、本会議の日程に「報告」として組み込むべきである。

(4) 本会議・委員会運営の見直し

今回の問題に関する議員間の議論は、各派協議会という非公式の場で行われていた。4議員の謝罪はテレビカメラ撮影や傍聴を認めた上での企画総務委員会懇談会の場で行われたものであり、本会議でも委員会でもなかった。

このような重要な問題については、曖昧な手続きで対処すべきではなく、「議会」として、たとえば、特別委員会（地方自治法第110条）を設置するなどして、法的な位置づけのある公の場で議論すべきである。

(5) 議会独自の監査の仕組みの必要性

今回の行政視察については議長も監査委員もチェックできていなかった。長年の慣例が議長らのチェック意識を生じさせなかった原因と考えられる。

地方自治法第100条の2もしくは条例で、第三者によるチェック機関か、第三者と議員（各派）で構成するチェック機関を設けることによって、議会のチェック機能は更に強化されるはずであるから、このような仕組みを作ることにも検討すべきである。